

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中部地方整備局長 森本 輝

(一) 道路の種類

一般国道

(二) 路線名

百五十五号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
瀬戸市山口町地内	

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和八年三月三十一日

(七) 図面縦覧場所

中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

占用制限区域指定（新設電柱）位置図

S=1 : 50,000

起点
瀬戸市山口町
地先

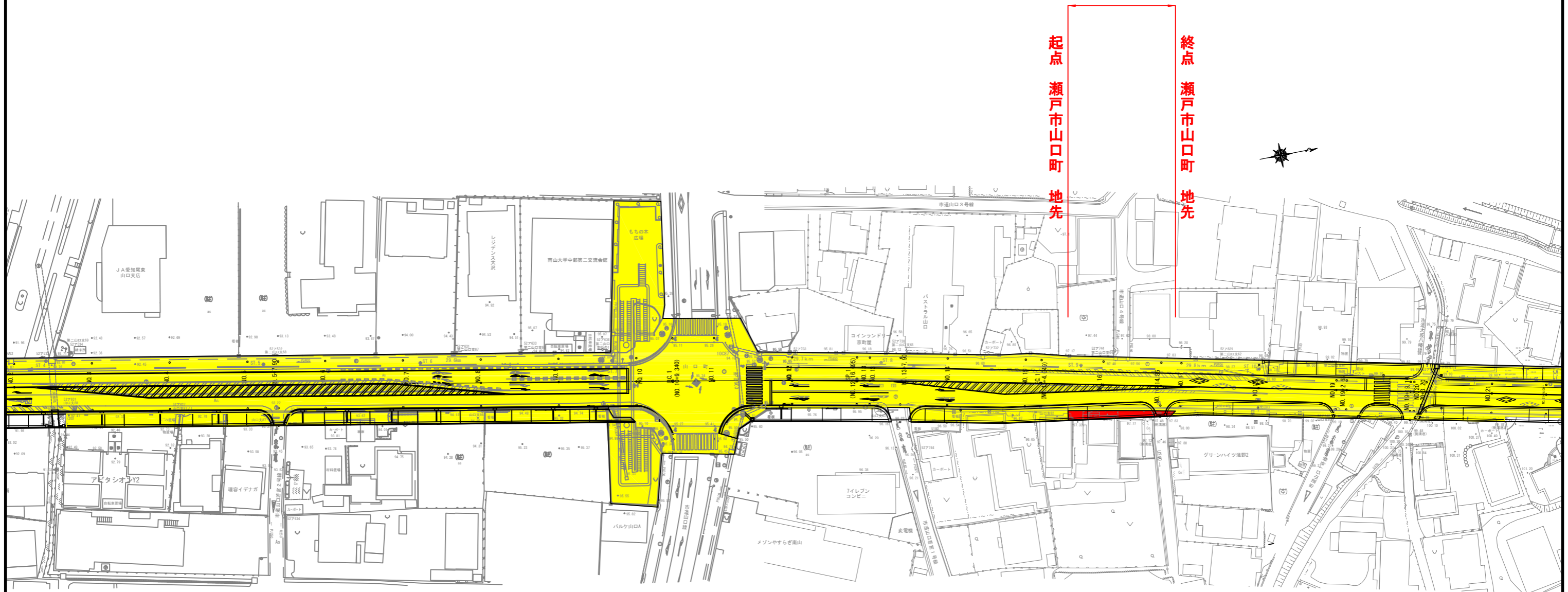
終点
瀬戸市山口町
地先



路線名	一般国道155号
図面名	占用制限区域指定（新設電柱）位置図
縮尺	1 : 50,000
図面番号	1/2
事務所名	名古屋国道事務所

占用制限区域指定（新設電柱）平面図

S=1:1000



起点 瀬戸市山口町 地先

終点 瀬戸市山口町 地先

現占用制限区域
 新たに占用制限する区域

路線名	一般国道155号
図面名	占用制限区域指定（新設電柱）平面図
縮尺	1 : 1000
図面番号	2/2
事務所名	名古屋国道事務所